

英文論文誌編修委員会運営要綱

(役 割)

第1条 英文論文誌編修委員会は、本学会が発行する英文論文誌の編修全般に関する基本方針、大綱的事項について審議ならびに調整を行う。なお、本委員会は、本学会の国際化を図るため、国際的に評価の高い英文論文誌の発行を目指す。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1)英文論文誌の編修全般の基本方針に関する事項
- (2)英文論文誌の企画・編修・発行に関する大綱的事項、方針の検討と決定
- (3)英文論文誌に関する重要事項および部門間調整事項
- (4)英文論文誌編修のスケジュール、進捗状況の把握
- (5)編修会議からの諮問事項

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長 副会長 (編修出版担当)

副委員長 編修出版理事

幹 事 必要に応じ委員長が指名する

委 員 各部門 2 名 (編修担当副部門長または編修担当)

必要に応じ Editorial Advisory Board Member として著名な研究者・技術者 (主に国外の大学・研究所等の機関に所属の方)

2. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事の任務)

第4条 幹事は、委員会を円滑に運営するため委員長・副委員長を補佐し、Editorial Advisory Board に参加していただいた方および、外国人査読者との諸連絡、調整を行うことを主な任務とする。

(Editorial Advisory Board Member の任務)

第5条 Editorial Advisory Board Member は、共通英文論文誌 (IEEJ Transactions on Electrical and Electronic Engineering) について、総合的なアドバイザーとして、助言などを行う。

2. 必要に応じて投稿論文等の査読を行う。
3. 必要に応じて招待解説論文の執筆や、執筆者の紹介を行う。

(任 期)

第6条 英文論文誌編修委員会の幹事および Editorial Advisory Board Member の任期は原則として 2 年とし、再任をさまたげないものとする。

(召 集)

第7条 委員会の開催は、原則として年 3 回以上とする。

2. 委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事 務)

第8条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の整備等委員会に必要な準備を行う。

3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成 17 年 9 月 5 日、編修会議において承認制定。
2. 本運営要綱は平成 17 年 9 月 5 日より施行する。
3. 平成 27 年 4 月 20 日、編修会議において一部改正。
4. 令和 5 年 2 月 1 日、編修会議において一部改正。